



6月24日
第5回交渉
その3

「命を預かる労働」という鉄道事業者の使命と責任を果たし、 働きがい・生きがい・心の豊かさの実現を求める申し入れ

【労使関係について】

1. 労働組合敵視・差別を繰り返す不当労働行為が未だ横行する企業風土を直ちに是正し、日本国憲法第28条ならびに労働組合法第7条に定められている団結権をはじめとした労働者の権利を保障すること。また、職場内における正当な組合活動に対して侵害しないこと。

(回答) 当社は、労働組合間での差別的取扱いや組合所属を理由とする不利益取扱いを行っていない。また、不当労働行為は容認するものではなく、引き続き、関係法令等を遵守していく考えである。

- 組合
- 一部の職場では「昼や夕方以降は貸さない」といった制約を設けている。協約に基づき、便宜供与するべきだ！
 - 新幹線における団体交渉の情報に対して、会社から「抗議」があったばかりか、会社が掲示した「社員の皆さんへ」では「喧伝」とまで記載されている。容認することはできない！

- 会社
- ✓ 会議室の便宜供与については、管理できる体制があるのに貸さないのを是としておらず、意図して貸さないことはあってはならない。
 - ✓ 「社員の皆さんへ」は社員に伝えたい会社としての考えを記載したものであり、組合活動に対する支配介入といった意図はない。

会議室の便宜供与は 協約に基づいた取り扱いを行うことを強く求める！

2. 労働条件の変更にあたる事項の提案を実施するとともに、団体交渉の未開催状況等に対しては直ちに是正を図ること。また、交渉時に労使合意を図った事項については、速やかに議事録確認として整理し締結調印を行うこと。

(回答) 「労使間の取扱いに関する協約（令和6年10月1日締結）」に則り取り扱っているところである。なお、議事録確認は労使双方の合意事項を书面化し、両当事者が記名押印するものと認識している。

- 組合
- 問題意識に基づいて申し入れを行っており、団体交渉の開催が遅くなれば時機を逸してしまう。速やかに開催し、団体交渉終了後は議事録確認を速やかに締結していくべきだ！

- 会社
- ✓ 団体交渉は労使で認識一致を図っていく場であり、未開催のものも含めて開催を目指していく。議事録確認については、確認作業に時間を要するものがあるのは事実だが、確認したものは調印していく考えに変わりはない。

昨年7月の申し入れから全項終了まで1年近く要したことで、新たな問題も発生している！
「時間軸を意識して」と労働組合に述べるのであれば、
会社側も速やかに団体交渉を開催すべきだ！

誰もが安心して働けるJR東日本を実現するため、
輸送サービス労組は職場の声に基づきこれからも運動をつくり出します！